

新自己資本比率規制（バーゼルⅡ） 第3の柱（市場規律）に基づく開示

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を本章で開示しております。

【定性的な開示事項】（単体及び連結共通）

1. 連結の範囲に関する事項

当金庫の企業集団は子会社（100%所有）「かしんビジネスサービス（株）」1社であり、それを連結子会社としております。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成21年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目で地域のお客様からお預かりしている出資金（普通出資金のみ）が該当します。

3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も低く、依存している状況ではないと評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

4. 信用リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の倒産や財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを金融機関が保有する最大のリスクと考え、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」（クレジットポリシー）を定めており、その理解と遵守を広く役職員に促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、信用格付システムによる信用格付別、自己査定システムによる債務者区分別、特定の業種に偏らないための業種別、さらには与信集中を抑制するため大口与信先明細・グループ別明細による管理などを行っています。また、四半期毎に信用リスクの計量化を行い、適宜管理しております。貸出案件の審査・管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、審査の独立性の保持と相互牽制が働く体制をとっています。また、信用リスクの管理状況については自己査定管理委員会、統合リスク管理委員会などの各種委員会において協議・検討を行い、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告する態勢を構築しています。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定作業により確定した債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金を計上する正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先は担保、保証を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先については担保、保証を除いた未保全額をそのまま引き当てています。その結果に

ついては監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

（2）標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

イ、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

ロ、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「住宅金融支援機構保証」、当金庫が採用している適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「社団法人しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則った適正な引当金を

計上しております。なお、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

リスク管理態勢の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理については、現在、その態勢構築を目指し準備を進めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター (R & I)

○株式会社 日本格付研究所 (J C R)

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を被るリスクのことで、不適切な事務処理、システムの誤作動、或いは風説の流布・誹謗中傷などにより発生するリスク」と考えています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクであり、それぞれのリスクについて要領を策定し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっています。また、これらのリスクにつきましては統合リスク管理検討部会、統合リスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告を行っております。

また、リスクの計測に関しましては、当面、基礎的指標手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」等や「支払準備金の運用準則」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「支払準備金の運用準則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が上昇・下降することにより変動する資産価値の変動や、将来の収益に対しても影響を及ぼすことですが、当金庫では、これらについて定期的或いは変化が予測される時に評価・計測を行い、適宜、対応していく態勢をとっております。

実際には、一定の金利変動幅（例えば1%）による変動額の合計を金利リスク（BPV）として計測、或いは金利更改を想定した収益予想、また、今回の新自己資本比率規制における第2の柱（アウトライヤー基準）に関する金利リスクなどについてALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会へ報告を行うなど、金庫の健全経営に努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

○計測手法

預金および貸出金、預け金については「ラダー方式」

有価証券については「GPS方式」

○コア預金

対象：流動性預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税）

算定方法：①過去5年間の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

上記①～③のうち最小の額を上限として計上しています。

満期：5年以内（平均2.5年）

○算定に使用する金利感応資産・負債

資産勘定：預け金、有価証券、貸出金、その他の金利・期間を有する資産

負債勘定：預金、その他の金利・期間を有する負債

○算定に使用する金利ショック幅

：99%タイル値又は1%タイル値

○リスク計測の頻度

：月次（前月末基準）

【バーゼルⅡに関する用語解説】

■自己資本関係

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	（代表的な解釈としては）不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクその他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナルリスクの各リスクアセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナルリスクの各リスクアセットの総額）。
Tier1（基本的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などから構成される。

用 語	解 説
Tier2（補完的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額・負債性資本調達手段などから構成される。
Tier1比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナルリスクの各リスク・アセットの総額）。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

■信用リスク関係

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したもの。
リスクウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
A L M	ALM(AssetLiabilityManagement)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	バーゼルⅡにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

【バーゼルⅡに関する用語解説】

■市場リスク関係

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト+アドオン。
派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オリジネーター	原資産の所有者。
V a R	Value at Risk (バリュー・アットリスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。

■金利リスク関係

用 語	解 説
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。 99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本(Tier1とTier2の合計額)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行う。
B P V	Basis Point Value (ベース・ポイント・バリュー) 金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
G P S	Grid Point Sensitivity (グリッド・ポイント・センシティブ) 金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
ストレステスト	例外的だが蓋然性のある事象(9.11テロ、ブラックマンデー等)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	平成20年度	平成21年度
(自 己 資 本)		
出資金	3,934	3,919
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,700	1,737
特別積立金	3,810	4,049
次期繰越金	108	117
その他	—	—
処分未済持分	△11	△33
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	9,543	9,789
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247	1,247
一般貸倒引当金	1,063	953
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△49	—
補完的項目(B)	2,262	2,201
自己資本総額[(A)+(B)](C)	11,805	11,991
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	800	1,154
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	800	1,154
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△800	△1,154
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	11,805	11,991
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	146,000	150,043
オフ・バランス取引項目	4,007	2,484
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,290	11,829
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計(F)	162,298	164,356
単体Tier1比率(A/F)	5.88%	5.95%
単体自己資本比率(E/F)	7.27%	7.29%

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
平成20年度から、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年度金融庁告示第79条)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成20年度799百万円、平成21年度89百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は平成20年度6.78%、平成21年度7.24%となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円、%)

	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・ 所要自己資本の額合計	150,007	6,000	152,527	6,101
①標準的手法が適用されるポートフォ リオごとのエクスポージャー	150,007	6,000	152,527	6,101
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	0	0	6	0
国際開発銀行向け	1	0	0	0
地方公営企業等金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	415	16	317	12
地方三公社向け	323	12	98	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,135	485	11,714	468
法人等向け	49,734	1,989	52,188	2,087
中小企業等向け及び個人向け	34,283	1,371	33,810	1,352
抵当権付住宅ローン	5,521	220	5,164	206
不動産取得等事業向け	15,434	617	15,911	636
三月以上延滞等	3,462	138	2,597	103
取立未済手形	11	0	11	0
信用保証協会等による保証付	1,532	61	1,456	58
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	1,500	60	1,902	76
上記以外	21,642	865	24,862	994
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所 謂ファンド）のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	12,290	491	11,829	473
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	162,298	6,491	164,356	6,574

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「地方三公社向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域・業種別及び残存期間別＞

—平成20年度—

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国 内	287,203	190,311	39,478	124	3,147
国 外	6,128	—	6,077	—	—
地 区 別 合 計	293,332	190,311	45,555	124	3,147
製 造 業	12,221	12,121	100	—	149
農 業	1,401	1,401	—	—	—
林 業	50	50	—	—	—
漁 業	649	649	—	—	10
鉱 業	408	308	100	—	—
建 設 業	17,929	17,929	—	—	372
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,269	468	801	—	—
情 報 通 信 業	543	443	100	—	—
運 輸 業	3,138	3,039	99	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	23,360	23,360	—	—	624
金 融 ・ 保 険 業	63,024	9,410	14,305	—	—
不 動 産 業	26,977	26,977	—	—	595
各 種 サ ー ビ ス	45,673	45,579	94	—	1,052
国・地方公共団体等	31,393	1,439	29,954	—	—
個 人	47,130	47,130	—	—	342
そ の 他	17,981	—	—	124	—
業 種 別 合 計	293,332	190,311	45,555	124	3,147
1 年 以 下	85,655	44,680	12,274	—	
1 年 超 3 年 以 下	48,813	34,161	4,452	—	
3 年 超 5 年 以 下	37,241	24,457	12,784	—	
5 年 超 7 年 以 下	19,369	17,443	1,926	—	
7 年 超 1 0 年 以 下	26,876	18,257	8,619	—	
1 0 年 超	42,177	36,453	5,524	—	
期 間 の 定 め の な い も の	33,044	14,855	—	124	
残 存 期 間 別 合 計	293,332	190,311	45,555	124	

—平成21年度—

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	
国 内	297,312	198,228	41,309	65	2,955
国 外	5,773	—	5,736	—	—
地 域 別 合 計	303,087	198,228	47,045	65	2,955
製 造 業	12,677	12,277	400	—	70
農 業、林 業	823	823	—	—	—
漁 業	724	724	—	—	8
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	296	296	—	—	—
建 設 業	18,114	18,114	—	—	331
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業	2,714	1,013	1,701	—	—
情 報 通 信 業	506	492	—	—	0
運 輸 業、郵 便 業	5,676	4,764	898	—	183
卸 売 業、小 売 業	24,003	23,903	100	—	319
金 融 業、保 険 業	60,187	6,987	13,788	—	847
不 動 産 業	25,724	25,724	—	—	567
物 品 賃 貸 業	1,956	1,954	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	513	513	—	—	—
宿 泊 業	2,512	2,512	—	—	158
飲 食 業	8,005	8,005	—	—	33
生活関連サービス業、 娯 楽 業	10,782	10,782	—	—	—
教育、学習支援業	3,188	3,188	—	—	0
医 療、福 祉	9,129	9,129	—	—	5
その他のサービス	10,380	10,345	—	—	275
国・地方公共団体等	31,838	1,682	30,156	—	—
個 人	48,482	48,482	—	—	157
そ の 他	24,801	6,506	—	65	—
業 種 別 合 計	303,087	198,228	47,045	65	2,955
1 年 以 下	81,342	44,209	8,885	—	—
1 年 超 3 年 以 下	50,563	35,403	4,660	—	—
3 年 超 5 年 以 下	35,138	25,998	9,140	—	—
5 年 超 7 年 以 下	19,751	17,438	1,863	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	35,847	17,991	17,856	—	—
1 0 年 超	39,796	35,155	4,641	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	40,593	22,026	—	65	—
残 存 期 間 別 合 計	303,087	198,228	47,045	65	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	平成20年度	783	1,063	95	688	1,063
	平成21年度	1,063	953	129	933	953
個別貸倒引当金	平成20年度	1,398	1,763	259	1,138	1,763
	平成21年度	1,763	1,478	291	1,472	1,478
合計	平成20年度	2,181	2,827	354	1,826	2,827
	平成21年度	2,827	2,431	421	2,406	2,431

ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

—平成20年度—

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製造業	55	78	－	55	78	26
農業	－	－	－	－	－	－
林業	0	0	－	0	0	－
漁業	－	36	－	－	36	30
鉱業	3	3	－	3	3	－
建設業	384	597	50	347	597	247
電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	1	－	1	－	－	3
運輸業	5	44	－	5	44	2
卸売業、小売業	242	210	123	120	210	155
金融・保険業	－	50	－	－	50	941
不動産業	247	325	11	286	325	12
各種サービス	380	306	70	245	306	130
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－
個人	75	110	1	74	110	26
合計	1,398	1,763	259	1,138	1,763	1,578

—平成21年度—

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製造業	78	67	28	49	67	88
農業、林業	0	－	－	0	－	－
漁業	36	73	－	36	73	－
鉱業、採石業、 砂利採取業	3	－	－	3	－	－
建設業	597	505	83	514	505	31
電気・ガス・熱供給・ 水道業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	44	48	29	14	48	－
卸売業、小売業	210	137	73	137	137	82
金融業、保険業	50	12	36	14	12	321
不動産業	325	237	14	310	237	2
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	－	0	－	－	0	－
宿泊業	118	119	－	118	119	－
飲食業	85	94	－	85	94	18
生活関連サービス業、 娯楽業	10	9	0	9	9	14
教育、学習支援業	56	46	－	56	46	22
医療、福祉	－	1	－	－	1	12
その他のサービス	32	27	0	32	27	5
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－
個人	114	95	24	89	95	12
合計	1,763	1,478	291	1,472	1,478	612

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	19,001	15,322	21,307	21,061
10%	3,857	26,553	2,879	27,732
20%	15,406	34,233	16,889	32,367
35%	—	15,832	—	14,817
50%	10,780	1,229	9,672	1,790
75%	—	53,247	—	52,024
100%	100	96,086	—	101,824
150%	—	1,680	—	718
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	293,331		303,086	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3,530	3,330	14,752	14,727	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	28
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保 による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を 差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 した後の与信相当額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
①派生商品取引合計	61	14	61	14
(i)外国為替関連取引	0	0	0	0
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	60	13	60	13
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	61	14	61	13

	平成20年度	平成21年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・ デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成20年度	平成21年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

①原資産の合計額等

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

②三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）

（単位：百万円）

		平成20年度	平成21年度
三月以上延滞エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン	当期の損失	—	—
		—	—
(ii)住宅ローン	当期の損失	—	—
		—	—
(iii)自動車ローン	当期の損失	—	—
		—	—

③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成20年度	平成21年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン		—	—
(ii)住宅ローン		—	—
(iii)自動車ローン		—	—

④リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—		
(i)カードローン	—	—		
(ii)住宅ローン	—	—		
(iii)自動車ローン	—	—		

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

2. (i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成20年度	平成21年度
証券化取引に伴い増加した 自己資本の額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑥早期償還条項付の証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

		平成20年度	平成21年度
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑦当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

		平成20年度	平成21年度
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑧証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

		差 額		売 却 益		売 却 損	
		平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額		—	—	—	—	—	—
	(i)カードローン	—	—	—	—	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—

⑨証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成20年度	平成21年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

		平成20年度	平成21年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. (i)~(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成20年度	平成21年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	646	646	1,000	1,000
合計	646	646	1,000	1,000

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
売却益	—	2
売却損	—	—
償 却	0	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
評価損益	—	—

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
評価損益	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度
貸出金	2,174	1,497	定期性預金	876	886
有価証券等	1,820	1,876	要求払預金	1,041	1,064
預け金	225	164	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	1,918	1,950
その他	2	1			
運用勘定合計	4,221	3,538			

銀行勘定の金利リスク	2,355	1,588
------------	-------	-------

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1と99%タイル値を計測して銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
- 銀行勘定の金利リスク（1,588百万円）＝運用勘定の金利リスク量（3,538百万円）－調達勘定の金利リスク量（1,950百万円）

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

- (1) 自己資本比率告示第6条第1項第1号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

上記に該当する項目はございません。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成20年度	平成21年度
(自 己 資 本)		
出資金	3,934	3,919
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	5,627	5,911
処分未済持分	△11	△33
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
為替換算調整勘定	—	—
新株予約権	—	—
連結子法人等の少数株主持分	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	9,551	9,798
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247	1,247
一般貸倒引当金	1,063	953
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△49	—
補完的項目(B)	2,262	2,201
自己資本総額[(A)+(B)](C)	11,813	11,999
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	800	1,154
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	800	1,154
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△800	△1,154
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	11,813	11,999
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	146,011	150,050
オフ・バランス取引等項目	4,007	2,484
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,284	11,823
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計(F)	162,302	164,358
連結Tier1比率(A/F)	5.88%	5.96%
連結自己資本比率(E/F)	7.27%	7.30%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円、%)

	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・ 所要自己資本の額合計	150,018	6,000	152,535	6,101
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	150,018	6,000	152,535	6,101
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	0	0	6	0
国際開発銀行向け	1	0	0	0
地方公営企業等金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	415	16	317	12
地方三公社向け	323	12	98	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,135	485	11,714	468
法人等向け	49,734	1,989	52,188	2,087
中小企業等向け及び個人向け	34,283	1,371	33,810	1,352
抵当権付住宅ローン	5,521	220	5,164	206
不動産取得等事業向け	15,434	617	15,911	636
三月以上延滞等	3,462	138	2,597	103
取立未済手形	11	0	11	0
信用保証協会等による保証付	1,532	61	1,456	58
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	1,500	60	1,902	76
上記以外	21,653	866	24,870	994
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	12,284	491	11,823	4,721
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	162,302	6,492	164,358	6,574

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「地方三公社向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

(4) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

—平成20年度—

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国 内	287,214	190,311	39,478	124	3,147
国 外	6,128	—	6,077	—	—
地 区 別 合 計	293,342	190,311	45,555	124	3,147
製 造 業	12,221	12,121	100	—	149
農 業	1,401	1,401	—	—	—
林 業	50	50	—	—	—
漁 業	649	649	—	—	10
鉱 業	408	308	100	—	—
建 設 業	17,929	17,929	—	—	372
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,269	468	801	—	—
情 報 通 信 業	543	443	100	—	—
運 輸 業	3,138	3,039	99	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	23,360	23,360	—	—	624
金 融 ・ 保 険 業	63,024	9,410	14,305	—	—
不 動 産 業	26,977	26,977	—	—	595
各 種 サ ー ビ ス	45,673	45,579	94	—	1,052
国・地方公共団体等	31,393	1,439	29,954	—	—
個 人	47,130	47,130	—	—	342
そ の 他	17,991	—	—	124	—
業 種 別 合 計	293,342	190,311	45,555	124	3,147
1 年 以 下	85,655	44,680	12,274	—	
1 年 超 3 年 以 下	48,813	34,161	4,452	—	
3 年 超 5 年 以 下	37,241	24,457	12,784	—	
5 年 超 7 年 以 下	19,369	17,443	1,926	—	
7 年 超 1 0 年 以 下	26,876	18,257	8,619	—	
1 0 年 超	42,177	36,456	5,524	—	
期 間 の 定 め の な い も の	33,054	14,855	—	124	
残 存 期 間 別 合 計	293,342	190,311	45,555	124	

—平成21年度—

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国	内	297,320	198,228	41,309	65	2,955
国	外	5,773	—	5,736	—	—
地 域 別 合 計		303,095	198,228	47,045	65	2,955
製 造 業		12,677	12,277	400	—	70
農 業、林 業		823	823	—	—	—
漁 業		724	724	—	—	8
鉱 業、採石業、 砂利採取業		296	296	—	—	—
建 設 業		18,114	18,114	—	—	331
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業		2,714	1,013	1,701	—	—
情 報 通 信 業		506	492	—	—	0
運 輸 業、郵便業		5,676	4,764	898	—	183
卸売業、小売業		24,003	23,903	100	—	319
金融業、保険業		60,187	6,987	13,788	—	847
不 動 産 業		25,724	25,724	—	—	567
物 品 賃 貸 業		1,956	1,954	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		513	513	—	—	—
宿 泊 業		2,512	2,512	—	—	158
飲 食 業		8,005	8,005	—	—	33
生活関連サービス業、 娯 楽 業		10,782	10,782	—	—	—
教育、学習支援業		3,188	3,188	—	—	0
医 療、福 祉		9,129	9,129	—	—	5
その他のサービス		10,380	10,345	—	—	275
国・地方公共団体等		31,838	1,682	30,156	—	—
個 人		48,482	48,482	—	—	157
そ の 他		24,809	6,506	—	65	—
業 種 別 合 計		303,095	198,228	47,045	65	2,955
1 年 以 下		81,342	44,209	8,885	—	
1 年 超 3 年 以 下		50,563	35,403	4,660	—	
3 年 超 5 年 以 下		35,138	25,998	9,140	—	
5 年 超 7 年 以 下		19,751	17,438	1,863	—	
7 年 超 1 0 年 以 下		35,847	17,991	17,856	—	
1 0 年 超		39,796	35,155	4,641	—	
期 間 の 定 め の な い も の		40,601	22,026	—	65	
残 存 期 間 別 合 計		303,095	198,228	47,045	65	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	平成20年度	783	1,063	95	688	1,063
	平成21年度	1,063	953	129	933	953
個別貸倒引当金	平成20年度	1,398	1,763	259	1,138	1,763
	平成21年度	1,763	1,478	291	1,472	1,478
合計	平成20年度	2,181	2,827	354	1,826	2,827
	平成21年度	2,827	2,431	421	2,406	2,431

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

—平成20年度—

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製造業	55	78	－	55	78	26
農業	－	－	－	－	－	－
林業	0	0	－	0	0	－
漁業	－	36	－	－	36	30
鉱業	3	3	－	3	3	－
建設業	384	597	50	347	597	247
電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	1	－	1	－	－	3
運輸業	5	44	－	5	44	2
卸売業、小売業	242	210	123	120	210	155
金融・保険業	－	50	－	－	50	941
不動産業	247	325	11	286	325	12
各種サービス	380	306	70	245	306	130
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－
個人	75	110	1	74	110	26
合計	1,398	1,763	259	1,138	1,763	1,578

—平成21年度—

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製造業	78	67	28	49	67	88
農業、林業	0	－	－	0	－	－
漁業	36	73	－	36	73	－
鉱業、採石業、 砂利採取業	3	－	－	3	－	－
建設業	597	505	83	514	505	31
電気・ガス・熱供給・ 水道業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	44	48	29	14	48	－
卸売業、小売業	210	137	73	137	137	82
金融業、保険業	50	12	36	14	12	321
不動産業	325	237	14	310	237	2
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	－	0	－	－	0	－
宿泊業	118	119	－	118	119	－
飲食業	85	94	－	85	94	18
生活関連サービス業、 娯楽業	10	9	0	9	9	14
教育、学習支援業	56	46	－	56	46	22
医療、福祉	－	1	－	－	1	12
その他のサービス	32	27	0	32	27	5
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－
個人	114	95	24	89	95	12
合計	1,763	1,478	291	1,472	1,478	612

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成21年度は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	19,001	15,322	21,307	21,061
10%	3,857	26,553	2,879	27,732
20%	15,406	34,233	16,889	32,367
35%	—	15,832	—	14,817
50%	10,780	1,229	9,672	1,790
75%	—	53,247	—	52,024
100%	100	96,096	—	101,832
150%	—	1,680	—	718
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	293,342		303,094	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3,530	3,330	14,752	14,727	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	28
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保 による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を 差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 した後の与信相当額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
①派生商品取引合計	61	14	61	14
(i)外国為替関連取引	0	0	0	0
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	60	13	60	13
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	61	14	61	14

	平成20年度	平成21年度
担保の種類別の額※2	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・ デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成20年度	平成21年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合

①原資産の合計額等

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

②三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）

（単位：百万円）

		平成20年度	平成21年度
三月以上延滞エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン	当期の損失	—	—
		—	—
(ii)住宅ローン	当期の損失	—	—
		—	—
(iii)自動車ローン	当期の損失	—	—
		—	—

③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成20年度	平成21年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン		—	—
(ii)住宅ローン		—	—
(iii)自動車ローン		—	—

④リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—		
(i)カードローン	—	—		
(ii)住宅ローン	—	—		
(iii)自動車ローン	—	—		

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

2. (i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成20年度	平成21年度
証券化取引に伴い増加した 自己資本の額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑥早期償還条項付の証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

		平成20年度	平成21年度
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑦当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

		平成20年度	平成21年度
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑧証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

		差 額		売 却 益		売 却 損	
		平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額		—	—	—	—	—	—
	(i)カードローン	—	—	—	—	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—

⑨証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成20年度	平成21年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

ロ. 連結グループが投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

		平成20年度	平成21年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. (i)~(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成20年度	平成21年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	646	646	1,000	1,000
合計	646	646	1,000	1,000

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
売却益	—	2
売却損	—	—
償 却	0	—

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
評価損益	—	—

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
評価損益	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度
貸出金	2,174	1,497	定期性預金	876	886
有価証券等	1,820	1,876	要求払預金	1,041	1,064
預け金	225	164	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	1,918	1,950
その他	2	1			
運用勘定合計	4,221	3,538			
銀行勘定の金利リスク	2,355	1,588			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1と99%タイル値を計測して銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク（1,588百万円）＝運用勘定の金利リスク量（3,538百万円）－調達勘定の金利リスク量（1,950百万円）

発 行 鹿児島信用金庫 総合企画部
〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号
TEL. (099)223-0141(代表)
E-Mail kashin@po.minc.ne.jp
ホームページ <http://www.shinkin.co.jp/kagosima>

2010 Kashin Disclosure

